群馬県県有施設長寿命化指針の概要

平 成 29 年 3 月
総務部管財課財産活用推進室

指針の概要

指針の目的

県有施設を、長期にわたり良好な状態で使用するための基本的な事項等を定め、計画的な取組を推進することを目的とする。

指針の位置づけ

「県有財産活用基本方針」における取組の一つである「長寿命化の推進」の基本的な方向性を示す。当面の間「群馬県公共施設等総合管理計画」に基づく、庁舎等の施設類型における分野別・類型別計画として位置づける。

指針の対象範囲

原則として全ての県有施設。ただし、企業局・病院局の施設、個別の法令等で管理されている施設、長寿命化の必要性の低い施設（規模・用途等で判断）は除く。

Ⅰ 現状と問題点

- **県有施設の老朽化** 築30年以上の施設51％
- **短い使用期間** 約35年で解体
- **財政負担の増大** 建替需要の集中
- **事後保全による維持管理** 事故・行政機能停止危惧
- **維持管理体制** 施設管理支援不足

Ⅱ 長寿命化実現の考え方

施設整備の考え方の転換

- ◆ 目標使用年数の導入
- ◆ 予防保全の推進
- ◆ 要求性能への対応

Ⅲ 具体的な取組

- **目標使用年数の設定※1** 原則として既存65年、新築100年
- **施設点検の実施※2** 日常点検の充実
- **長期保全計画の作成※3** 計画的予防保全
- **要求性能の確保※4** 改修、大規模ﾘﾆｭｰｱﾙ、用途変更
- **長寿命化設計基準の策定※5** 企画設計段階からの配慮
- **推進体制の整備※6** 維持保全総括部門の設置

Ⅳ 長寿命化の効果

- ライフサイクルコスト縮減
- 施設の計画的整備推進
- 施設保全費用の平準化
- 環境負荷の軽減

長寿命化推進概念図

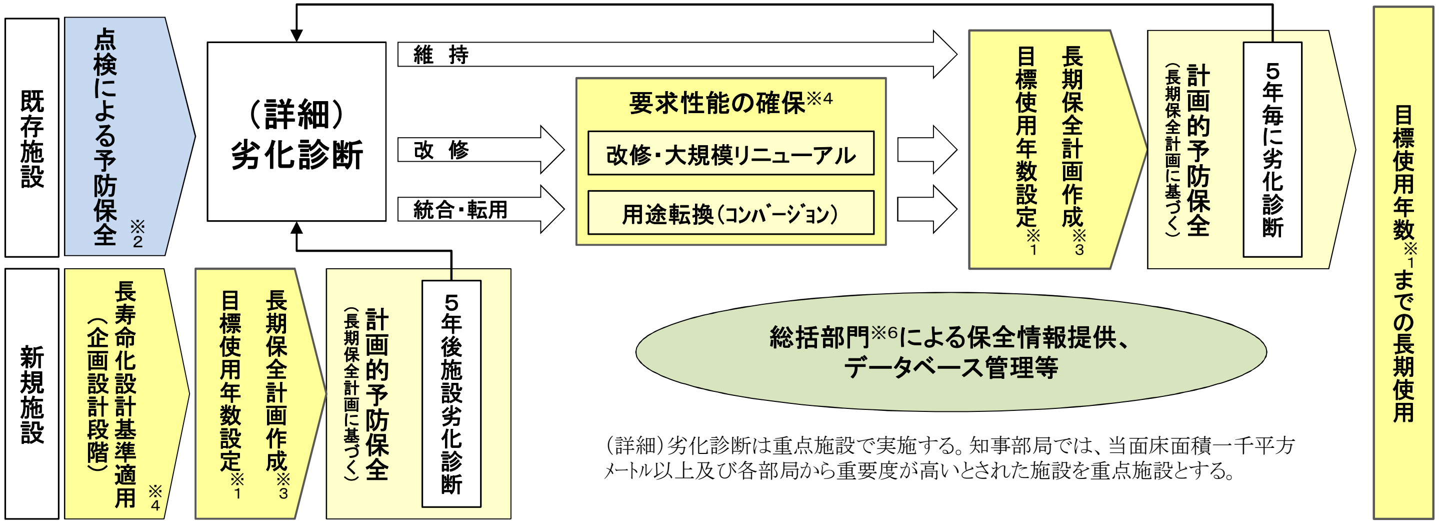

（詳細）劣化診断は重点施設で実施する。知事部局では、当面床面積一千平方メートル以上及び各部局から重要度が高いとされた施設を重点施設とする。

長期保全計画作成対象施設

全県有施設

長寿命化指針対象施設

長期保全計画作成対象施設

【規模・重要度により選定】
- ・日常点検
- ・定期点検
- ・長期保全計画に基づく保全

長期保全計画作成対象施設以外の施設

- ・日常点検
- ・定期点検

長寿命化指針対象外施設

- ○用途廃止により普通財産となった施設
- ○病院・企業局の施設　○畜舎
- ○小規模な車庫、倉庫　○県営住宅
- ○下水道施設　等